

2月8日

厚生労働省は、月1日から、生活保護利用者もマイナンバーカードで医療機関や薬局にかかるようになります。健康保険証と一緒に持つことの拡大でトラブルがさらに増える懸念もあります。また、利用者が急病などで、福祉事務所が発行する医療券・調剤券が必要です。

厚生労働省は、月1日から、生活保護利用者もマイナンバーカードで医療機関や薬局にかかるようになります。健康保険証と一緒に持つことの拡大でトラブルがさらに増える懸念もあります。また、利用者が急病などで、福祉事務所が発行する医療券・調剤券が必要です。

生活保護利用者にも

利用低迷のマイナ受診

施設に導入させた保険料をオンラインで確認するシステムについて、生活保護利用者のマイナカードも利用できる仕組みづくりを推進。カードによる「確定的な資格・本人確認の実現」や、医療券・調剤券の送付・受け取りなどの「コストや手間の軽減」がメリットだと売り込んでいます。ただ、カードでの受診をめぐっては「情報が無効になる」「名前や住所が違う」などのトラブルが続出。生活保護利用者へ

施設に導入させた保険料をオンラインで確認するシステムについて、生活保護利用者のマイナカードも利用できる仕組みづくりを推進。カードによる「確定的な資格・本人確認の実現」や、医療券・調剤券の送付・受け取りなどの「コストや手間の軽減」がメリットだと売り込んでいます。ただ、カードでの受診をめぐっては「情報が無効になる」「名前や住所が違う」などのトラブルが続出。生活保護利用者へ

関以外に受診した場合は、従来どおり医療機関が福祉事務所に電話などで資格確認するよう求めています。利用者がカードを取り扱っていない場合は、引き続き紙の医療券・調剤券を導入の病院などに受診する場合は、引き続き紙の医療券・調剤券を発行するとしています。